

熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点
強化事業）補助金審査会設置・開催要領

（目的）

第1条 熊本県では、「熊本県地域未来投資基本計画」及び第2期熊本県地域未来投資基本計画（以下、「基本計画」という。）の趣旨に鑑み、本県の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、事業の実施主体である申請事業者のみならず地域の事業者に対し高い経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引し、他の事業者のモデルケースとなりうる先進性の高い取組みに対する補助事業の円滑な推進を図るため、審査会を設置する。

（会議内容）

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、申請事業者が提出した補助金交付要望書等の事業計画内容の審査を行う。

（会議の組織及び任期）

第3条 審査会の議長及び委員は、別表の職にある者を以て構成する。

2 熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課長は審査会を総括する。

3 議長が必要であると認める場合は、別表の構成員以外の者を委員に任命し審査会に参加させることができる。その場合の任期は、任命を受けた日からその年度の3月末日までとする。

4 審査会の事務局は、熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課に置く。

（開催）

第4条 審査会は、必要に応じ議長の指示を受けて事務局が委員を召集する。なお、委員を招集しない場合は、委員が書面により事業計画内容の審査を行うことにより、審査会の開催に代えるものとする。

2 議長及び委員（以下「議長等」という。）は別紙審査票の基準により事業計画内容の審査を行うこととする。

3 審査会は前項の審査を基に採択に適した事業計画を審議する。ただし、各審査員の総合得点の平均が60点に達しないものは採択対象としない。

（代理出席）

第5条 議長等が審査会に出席できない場合は、議長等と同程度の知識と見識を有する者を代理として出席させることができる。

（秘密保持）

第6条 議長等及び事務局員は、職務上知り得た秘密を他に開示・漏洩してはならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和３年（２０２１年）５月１９日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年（２０２２年）５月９日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年（２０２４年）７月５日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年（２０２５年）６月６日から施行する。

(別 表)

職名	所属・役職
議 長	熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課 課長
委 員	熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課 審議員
委 員	熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課 課長補佐
委 員	熊本県農業研究センターアグリシステム総合研究所 所長
委 員	熊本県県南広域本部振興課 課長

(別紙審査票)

【熊本市地域未来投資促進事業補助金審査票】

番号

申請事業者名

※太枠内の審査内容毎に付き1箇所○を付けてください。

審査事項	審査内容	配点	非常に 優れて いる	優れて いる	普通	やや 劣って いる	特に 劣って いる	得点
①事業テーマの設定 (15点)	社会情勢、市場ニーズに合致しているか	5	5	4	3	2	0	
	事業遂行上の課題は明確に整理されているか。また、課題解決の見込みはあるか	10	10	8	5	3	0	
②事業内容の先進性 (20点)	事業内容に高い先進性が認められるか	10	10	8	5	3	0	
	事業の実施により高い付加価値を創出する見込みはあるか	10	10	8	5	3	0	
③成果の確実性(25点)	事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、事業を円滑に遂行できるか	10	10	8	5	3	0	
	製品化・売上についての見通しに具体性があるか	15	15	12	8	4	0	
④地域経済への波及効果(20点)	事業(設備投資)が、地域の事業者への相当の波及効果を見込めるものであるか	10	10	8	5	3	0	
	事業(設備投資)が、地域特産物(農林水産分野)の相当の活用を見込めるものであるか	10	10	8	5	3	0	
⑤経営の安定性(15点)	事業(設備投資)後も健全な経営が図られるか	15	15	12	8	4	0	
【加点項目】 ⑥新規要望(5点)	【該当する場合】 当該事業に新規に要望を行うか(過去5年以内に本事業を活用していない場合加点)	5						
得点合計		100						
その他意見等(特記事項等を記入)								
委員氏名								